

【問1】

「食生活確認票2（食事バランスチェック）」を10日間分書くことができないのですが。

【答1】

当初申請時のみ5日間分での申請も可能としています。ただし、3か月ごとの評価時には10日間分の記載が必要になります。評価月の前月末に食生活確認票を郵送しますので、もれなくご記入ください。

【問2】

BMIの値や、6か月以内に体重が2キログラム以上減少したことをケアプランに記載する必要はありますか。

【答2】

本事業は在宅高齢者の食生活改善と健康増進を目的としているため、配食事業を利用する必要性をケアプランに落とし込んでいただく必要があります。作成に当たっては、下の関連書類「【参考】ケアプラン記載例」を参考としてください。

【問3】

当初申請時点で認定期間の残りが1か月しかないのですが、申請できますか。

【答3】

配食事業は、承認を受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内で利用することができます。ただし、要支援・事業対象者の認定が更新されない場合は認定期間満了とともに事業終了になりますので、ご注意ください。

【問4】

最長1年の利用が可能ですが、その利用期間終了後に対象者の要件を満たしている場合には、再度申請することはできますか。

【答4】

要件を満たしている場合には、再度申請することができます。